

2. 社会資本整備等

【政策目標】

- ① 公共投資における効率化・重点化と担い手確保、予防保全型への転換等によるインフラメンテナンスの中長期的なトータルコストの抑制
- ② 民間の資金・ノウハウの最大活用と公的負担の最小化（PPP／PFIの事業規模目標：2022-31年度30兆円）
- ③ デジタルの力を活用した地域づくり（スマートシティ、不動産ID等の総合的な活用等）と持続可能なまちづくり（コンパクトプラスネットワーク等）を一体的に促進

○**予防保全型の老朽化対策、デジタル化・スマート化の推進**：2022年度内に、個別施設毎の維持管理・更新の具体的な対応方針を定めた個別施設計画の100%策定を進めるとともに、個別施設計画の充実、包括的民間委託の導入促進等により、広域的・戦略的なインフラマネジメントを推進。また、インフラデータの有効活用による研究・開発、イノベーションの促進のため、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種データの連携に関する取組をまとめたロードマップの作成等を通じて、連携型インフラデータプラットフォームの構築を進める。

○**PPP／PFIの推進**：2022～2031年度の事業規模目標（30兆円）を設定（注1）し、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）や文化・社会教育施設等の重点分野を中心に、PPP／PFIの導入を促進。上下水道分野は、公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成・周知することで先進事例を横展開。また、2026年度までに全都道府県で地域プラットフォームを設置するとともに、優先的検討規程の策定支援や専門家派遣、財政負担支援を通じて、特に人口20万人未満の中小規模自治体におけるPPP／PFIの導入を拡大。

○**不動産ID等の総合的な推進**：官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023年春までに官民プラットフォームを設置し、不動産IDの社会実装に向けた推進体制を整備する。さらに、2023年度に不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを利活用するために技術実証を実施し、不動産IDやベース・レジストリとの連携を含めた具体的なロードマップを検討する。

（注1）2013～2020年度までの累計額：26.7兆円

参考図表（社会資本整備等）

< 個別施設計画の策定率 >

(%)

施設名	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
空港	100	100	100	100	100
鉄道	100	100	100	100	100
航路標識	100	100	100	100	100
港湾	100	100	100	100	100
砂防	79	100	100	100	100
下水道	70	100	100	100	100
治山施設	60	84	88	100	100
漁港施設	80	82	85	100	100
漁業の施設	75	79	84	100	100
農業水利施設	69	75	85	100	100
農道	36	52	79	100	100
農業集落排水施設	42	50	68	100	100
林道施設	33	50	67	100	100
地すべり防止施設	21	49	75	100	100
漁業集落環境施設	18	25	50	100	100
自動車道	48	52	61	100	100
河川	89	89	97	100	99
ダム	79	95	98	99	99
海岸	39	71	82	99	99
公園	93	94	95	95	99
水道	75	81	87	90	99
学校施設	7	15	39	92	98
公営住宅	89	90	90	94	98
道路（橋梁）	73	81	92	96	97
一般廃棄物処理施設	42	51	61	86	91
道路（トンネル）	36	53	71	83	87
文化施設	13	19	35	77	85
スポーツ施設	14	17	31	76	84
社会教育施設	11	15	29	76	84
福祉施設	23	28	40	72	79
医療施設	10	21	24	56	72

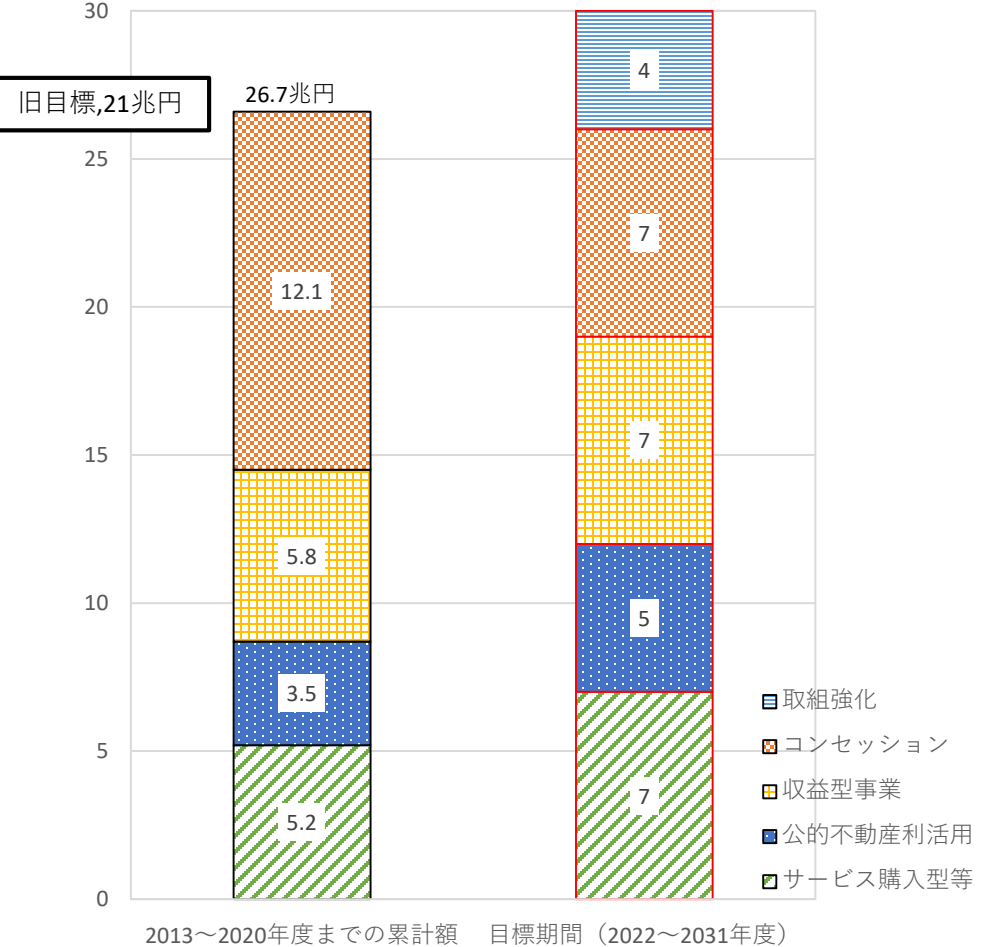
16分野

目標値、
2022年度末
までに100%
(31分野全て)

< PPP / PFI の事業規模目標額 >

(兆円)

目標値、2022～2031年度の
10年間で新たに30兆円



(備考) 「第37回 経済・財政一体改革推進委員会資料」等より作成。

(備考) 内閣府資料より作成。

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

- ・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。
- ・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○ I C T 土工の実施率(直轄事業) : 毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ I C T の活用対象 : 橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	1. I C T の活用(i-Construction の推進)			
		a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、I C T 活用工種について、構造物工や小規模工事等への更なる適用拡大を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 小規模を除く公共工事においてB I M / C I M を原則適用とする。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		c. 中小建設業、地方公共団体へのI C T 施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、受発注者を対象とした講習会の実施、業界全体でI C T 施工未経験企業へのアドバイスをを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		d. 国土交通省におけるI C T 施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上(作業時間短縮効果から算出)を2024年度に実現するなど、I C T 施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019年度6.6%(2015年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標)：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100%</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率：2023年度末までに100%</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下</p> <p>○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇</p>	2. 中長期的な担い手の確保			
		<p>(技能労働者の処遇改善)</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>(働き方改革)</p> <p>a. 2024年4月からの罰則付時間外労働規制の適用を見据え、中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」の周知等を行う。また、新・担い手3法の施行により、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、工期の適正化に向けた取組を推進する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→		
		<p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
<p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の実施等を行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
— (次年度以降の改定で記載)	— (次年度以降の改定で記載)	3. インフラデータの有効活用			
		(連携型インフラデータプラットフォーム) a. 内閣府(科学技術・イノベーション担当)において関係省庁と連携し、インフラ分野での連携型データプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。技術面・事業面などの観点でのインパクトや実現性の分析調査を行い、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種インフラデータの連携に関する取組をまとめたロードマップを作成する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
		b. 次年度以降、改革工程表においてK P I 第1階層、第2階層を設定する。その際、インフラデータ連携によるインフラ維持管理の効率化への寄与にも留意する。 《所管省庁：内閣府》	→	→	→
	○維持管理データベースと連携する累積データベース数(施設管理者)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	(各インフラ分野の維持管理データベース) a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	(国土交通データプラットフォーム) a. 国土交通データプラットフォームについて、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		(研究開発の推進) a. 官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2022年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《所管省庁：内閣府》	→		
○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ	○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)：100%	4. 重点プロジェクトの明確化			
		(ストック効果の把握・事業評価) a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		b. 公共事業における事業評価について、評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
—	—	(交付金事業・補助事業) a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加</p> <p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025年末までに3,000者</p>	5. 効率的・効果的な老朽化対策の推進			
		<p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>(新技術導入促進による業務効率化)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(インフラメンテナンス国民会議)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
—	—	<p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ)</p> <p>a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に 100%	(予防保全型の老朽化対策への転換) a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのP D C Aサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。(2026 年以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○個別施設計画の策定率：2022 年度末までに 100% ○総合管理計画の見直し策定率：2023 年度末までに 100% ○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開			
		(総合管理計画) a. 総合管理計画の見直しについて、2021 年度末までの状況の分析を行った上で、2023 年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		<p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) ※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>c. 地方の自主性及び自立性の確保も念頭に置きつつ、計画内容の標準化について検討を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況)</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(広域的・戦略的なインフラマネジメント)</p> <p>a. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの一層の推進に向けて、地域毎の特性に応じた具体的な取組を検討する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. 地域における施設の集約化・複合化などを通じたインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PMIの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PMI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PMIの活用を重点的に推進するとともに、地方部へのノウハウの浸透を図るなど、地方公共団体等がPPP/PMIに取り組みやすい方策等を講じる。事業規模目標(2022～2031年度の10年間で30兆円)の達成を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PMI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>○地域プラットフォームの設置率：2026年度末までに全都道府県で設置</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PMI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	7. PPP/PMI推進アクションプランの推進			
		<p>a. アクションプランに記載されている施策の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。アクションプランに定める各取組方針に基づき、PPP/PMIを一層推進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. 水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>c. 下水道について、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PMI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 空港について、アクションプランに掲げられた措置等により、公共施設等運営事業の導入を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>e. スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)について、地方公共団体による公共施設等運営事業の導入に関して、必要な支援等の検討を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		f. 文化・社会教育施設について、公共施設等運営事業含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、必要な支援等の検討を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		g. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		h. アウトカム指標の充実に向けて、PPP/PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体	8. 優先的検討規程の策定・運用			
		a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：アクションプランに定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 200 団体</p> <p>○地域プラットフォームの設置率：2026 年度末までに全都道府県で設置</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 550 団体</p>	9. PPP/PFI 推進のための地方公共団体への支援			
		<p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. ワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>c. 専門家の派遣や初期財政負担支援等により、地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の策定・運用支援等を行い、人口 20 万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>d. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022年度中)・周知することで、先進事例の横展開を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、デジタルの力を活用した地域づくりとコンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化を一体となって進める必要がある。このため、デジタル田園都市国家構想の一翼を担うスマートシティの推進や不動産 I D 等の総合的な活用など、デジタルの力により地域課題に取り組むための基盤整備を進めるとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を一体的に進める。併せて、空き家等の利活用や所有者不明土地対策等を推進する。

① 社会の D X 化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外で紹介できる優良事例を創出する。② 市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024 年度末までに評価対象都市の 2 / 3 とすることを旨とする。

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○都市 O S (データ連携基盤) を介したデータ連携地域数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○ A P I カタログ上での A P I 公開件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○都市 O S の導入地域数：2025 年までに 100 地域</p> <p>○ A P I カタログを公開した地域数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	1 0 . デジタルの力を活用した地域づくりの推進			
		<p>(スマートシティの推進)</p> <p>①データ連携・都市 O S</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022 年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 関連ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
<p>○スマートシティ構築を先導する人材が確保された地域数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材の育成プログラムの受講者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>c. 各府省のスマートシティ関連事業において、都市 O S (データ連携基盤) を整備する際は、スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。(2026 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>②人材の確保</p> <p>a. 2022 年度中にスマートシティ構築を先導する人材像を明確化し、その育成プログラムに関する情報を、スマートシティガイドブックに掲載する。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。	→		
		c. 関係府省との連携強化を図りつつ、大学等を中核としたイノベーションの創出と地域のニーズに応え社会変革を行う人材の育成に資する共創の場の形成を推進する。	→		
		d. スマートシティの人材育成プログラムを周知するとともに、人材に関する情報提供を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
- (次年度以降の改訂で記載)	○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	③スマートシティサービスの普及と推進体制 a. スマートシティ施策のK P I 設定指針に関し、各分野のスマートシティサービスに関する更に適切な評価指標の設定について、調査・評価指標に留意しつつ、2022 年度中に関係各府省との連携により検討する。その際、デジタル田園都市国家構想における Well-being 指標との関係にも留意する。	→		
○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○スマートシティに取り組む自治体及び民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数：毎年度増加	b. 官民連携プラットフォームを通じて、関係府省庁等が連携して、ハンズオン支援や自治体と民間企業のマッチング支援を行うとともに、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を踏まえて検討	○スマートシティ数：2025 年までに 100 ○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政等)	c. 関係府省による合同審査会についてデジタル田園都市国家構想の取組との連携を強化するとともに、合同審査会を踏まえた事業選定等を通じ、M a a S や自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図る。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	<p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域(産業/経済 等)</p> <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数 - 環境領域(環境/エネルギー 等) : 2025年までに3領域の合計で100</p>	d. 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政 等)、経済領域(産業/経済 等)及び環境領域(環境/エネルギー 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 2022年度末までにスマートシティガイドブック等の改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。	→		
		f. デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定や包括的データ戦略の改定を踏まえ、全国各地でデジタルの力を活用し様々な課題に取り組むためのデジタル基盤としてのスマートシティサービスの幅広い活用に向けたロードマップを策定する。	→		
		g. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁、デジタル庁)》			
<p>- (次年度以降の改訂で記載)</p> <p>※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p>	<p>- (次年度以降の改訂で記載)</p> <p>※官民連携プラットフォーム(協議会)において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p>	<p>(不動産ID等の総合的な推進)</p> <p>a. 各不動産の共通コードである「不動産ID」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		<p>b. 「建築・都市のDX」を推進し、建築B I Mや3 D都市モデル(P L A T E A U)等の情報連携のキーとして、各不動産の共通コードである「不動産 I D」の社会実装を図ることで、デジタルツインを活用した官民の多様なデータ連携を図る。(2026 年以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 地方公共団体における都市計画G I Sの利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産 I D等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 不動産 I Dを情報連携のキーとして、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政のDXなど、官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023 年春までに官民プラットフォーム(協議会)を設置する。また、関係省庁の役割分担の下、具体的な工程を策定し、不動産 I Dの社会実装に向けた推進体制を整備する。 《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》</p>	→		
		<p>e. 幅広い主体による不動産 I Dの付番を促進するため、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産 I Dの取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施する。 《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》</p>	→		
		<p>f. 不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを各行政システム間の連携により効率的に活用するための仕組みについて、2023 年度に技術実証を実施する。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		g. 土地関連台帳間連携プラットフォームについて、不動産 I D やベース・レジストリとの連携のあり方、推進体制、データフー等の具体的なロードマップを検討する。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省、関係省庁》	→		
○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024 年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の 2 / 3 ① 政令市・中核市 ② ①以外の人口 10 万人以上の都市 ③ 人口 10 万人未満の都市	○立地適正化計画を作成した市町村数：2024 年度末までに 600 市町村 ○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024 年度末までに 400 市町村	1 1. 持続可能な多極連携型まちづくりの推進			
		(立地適正化計画の作成・実施の促進) ① 予算措置等による支援策の充実 a. 予算措置等により市町村の計画作成や、計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等など、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する支援を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 現地訪問やコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。また、地域公共交通計画の作成検討を引き続き立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付要件とする。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 2015 年から 2030 年までに人口が 2 割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
d. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集の更新や国土交通省ウェブサイトの充実等により、市町村に情報提供を行う。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		②モデル都市の形成・横展開 a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 過去の実事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の実組状況等をわかりやすく情報提供する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		③効果的な評価指標設定の啓発 a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		④スマート・プランニングの推進 a. 2020 年度に作成し、2022 年度に更新版を公表した「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」について継続的な周知を行い、各自治体におけるデータを用いたまちづくりの高度化を推進する。	→		
		⑤立地適正化計画制度・運用の更なる改善 a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。(2026 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》			
○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件 ○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村	(地域公共交通計画の作成・実施の促進、地域公共交通ネットワークの再構築) a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		d. 交通事業者と地域との官民共創、交通DX・GX等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に向けて、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施するため、交通政策審議会地域公共交通部会における議論を踏まえ、新たな制度を具体化する。 《所管省庁：国土交通省》	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	(都市計画道路の見直し) a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円	○クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資：約280億円(2025年度) ○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20万物件(2021～2030年度) ○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件	1 2. 既存ストックの有効活用			
		(先進的取組や活用・除却への支援) a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 空き家等について、多様な取引形態での流通活性化に係る調査等を行い、空き家等の流通促進を図る。 《所管省庁：国土交通省》	→		
		c. 所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む所有者不明土地利用円滑化等推進法人について、モデル調査による普及・定着への支援を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		d. 不動産特定共同事業の案件形成の支援や、「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		<p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の遊休不動産に係る不動産特定共同事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>h. 空き家の発生抑制や活用促進等に資する新規性・モデル性の高いシステム構築や仕組みづくりを後押しするため、地方公共団体や民間事業者等に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p>	→		
		<p>i. 改正都市再生特別措置法(2018 年 7 月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2025年度に212,000件</p>	<p>(不動産市場環境の構築)</p> <p>a. 不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50%</p>	<p>b. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>c. 国内外のインスペクションの運用実態等を踏まえ、宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた検討を行うとともに、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→	
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：財務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検) a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. 各地域の国有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》	→	→	→
○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る] ○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる]	○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024年度末までに約 63,000 筆の解消作業に着手 ○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024年度末までに約 23,100	1 3. 所有者不明土地等の有効活用 (所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等) a. 「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」が2021年4月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》 b. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》 c. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》 d. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件	○所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)	(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行等) a. 改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省》	→	→	
		c. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割	○制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	(所有者不明農地) a. 所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割	○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割	(所有者不明森林) a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	<p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha</p>	<p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p>	→	→	→
		<p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p>	→	→	→